

大分県報

令和七年
号外（五七）
九月三十日

（火曜日）

目次

条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正……………一

職員の手続等に関する条例の一部改正……………二

大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………五

大分県税条例の一部改正……………六

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正……………六

大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正……………六

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正……………六

大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正……………六

大分県立学校の設置に関する条例の一部改正……………七

大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部改正……………七

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正……………七

○条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号

令和七年九月三十日

号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中一の項から二の項までを削り、三の項を一の項とし、四の項から五の項までを削り、六の項を二の項とする。

別表第二の一の項中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を、「保護」の下に「決定及び」を加え、「外国人保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表の二の項中「外国人保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表の三の項及び四の項を削り、同表の五の項の特定個人情報欄を次のように改め、同項を同表の三の項とする。

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に準じて行う肝炎ウイルス感染者に対する医療費の助成（以下「肝炎医療費助成」という。）に関する情報であつて規則で定めるもの

別表第二の六の項中「外国人保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表の四の項とし、同表の七の項中「外国人保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表の五の項とし、同表の八の項を削り、同表の九の項を同表の六の項とし、同表の十の項の特定個人情報欄を次のように改め、同項を同表の七の項とする。

肝炎医療費助成に関する情報であつて規則で定めるもの

別表第二の十一の項中「外国人保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表の八の項とし、同表の十二の項中「外国人保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表の九の項とし、同表の十三の項を同表の十の項とし、同表の十四の項中「外国人保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表の十一の項とし、同表の十五の項から十七の項までを削り、同表の十八の項の事務の欄及び特定個人情報欄の欄を次のように改め、同項を同表の十二の項とする。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に準じて行う高等学校等（同法第二条に規定する高等学校等）をいう。以下同じ。）を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対する

高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金支給関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

大分県報号外（条例）

る学び直し支援金の支給に関する事務(以下「学び直し支援金の支給に関する事務」という。)であつて規則で定めるもの

別表第三の四の二の項及び五の項を次のように改める。

<p>四の二 私立の高等学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校をいう。)の設置者</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に準じて行う高等学校の専攻科(学校教育法第五十八条第一項に規定する専攻科をいう。)の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務(以下「高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務」という。)であつて規則で定めるもの</p>
<p>五 高等学校等(大分県が設置するものを除く。)の設置者</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に準じて行う高校生等の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務(以下「高校生等奨学給付金の支給に関する事務」という。)であつて規則で定めるもの</p>

別表第四の五の二の項から十の項までの規定中「外国人保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 大分県住民基本台帳法施行条例(平成十四年大分県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第七号中「から五の項まで」を削る。

別表第二の二の項中「四の項から六の項まで」を「二の項」に改める。

職員の子育休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県条例第二十号

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「同法」を「育児休業法」に、「及び第二項の」を「から第三項まで及び第五項の」に改める。

第二十四条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条において同じ」を加える。

第二十五条の見出しを「(第一号部分休業の承認)」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下「第一号部分休業」という。)の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十五条第二項中「よる子育て部分休暇」の下に「(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の四第二項又は学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十一條の四第二項に規定する一日につき任命権者が定める時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に係るものに限る。)」を加え、「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四條を加える。

(第二号部分休業の承認)

第二十五条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下「第二号部分休業」という。)の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間)

第二十五条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定め

る時間)

第二十五条の四 育児休業法第十九条第二項二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分
- 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

間

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第二十五条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更(以下「第三項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第二十六条中「職員が」の下に「育児休業法第十九条第一項に規定する」を加え、「同条例」を「給与条例」に改める。

第二十七条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第二十七条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「第十三条の五第一項」を「第十三条の六第一項」に改める。

第十三条の四第一項中「二部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項中「一日」を「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、一日又は一年」に改める。

第十三条の六を第十三条の七とする。

第十三条の五第一項中「申告、請求又は申出(次条において「」及び「」という。)」を削り、同条を第十三条の六とし、第十三条の四の次に次の一条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第十三条の五 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例第九条の二の措置を講ずるに当たつては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)
- 二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 三 職員の育児休業等に関する条例第九条の二の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、任命権者が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たつては、当該意向に配慮しなければならない。

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第三条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和三十二年大分県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「第十一条の五第一項」を「第十一条の六第一項」に改める。

第十一条の四第一項中「二部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項中「一日」を「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、一日又は一年」に改める。

第十一条の六を第十一条の七とする。

第十一条の五第一項中「申告、請求又は申出(次条において「」及び「」という。)」を削り、同条を第十一条の六とし、第十一条の四の次に次の一条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第十一条の五 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例第九条の二の措置を講ずるに当たつては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- 二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 三 職員の育児休業等に関する条例第九条の二の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、任命権者が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年大分県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第二号中「同条において」を「以下」に改める。
第十四条第一項中「減額した」を「減額して」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 技能労務職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
 - 一 部分休業(当該技能労務職員がその小学校就学の始期に達するまでの子その他任命権者が定める者を養育するため、一日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)
 - 二 介護休暇(当該技能労務職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が

定める者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。))の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

三 介護時間(当該技能労務職員が要介護者の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

四 子育て部分休業(当該技能労務職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

五 高齢者部分休業(年齢が五十五歳に達した当該技能労務職員が公務の運営に支障がないと認められる場合において、当該技能労務職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内で勤務しないことをいう。)

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年大分県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を次のように改める。

2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

一 部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子その他企業局長が定める者を養育するため、一日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)

二 介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業局長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業局長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。))の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

三 介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

四 子育て部分休業(当該職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

五 高齢者部分休業(年齢が五十五歳に達した当該職員が公務の運営に支障がないと認められる場合において、当該職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内で勤務しないことをいう。)

(大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第六条 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十八年大分県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項を次のように改める。

2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

一 部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子その他病院局長が定める者を養育するため、一日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)

二 介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他病院局長が定める者で負傷、疾病又は老齢により病院局長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

三 介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

四 子育て部分休業(当該職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

五 高齢者部分休業(年齢が五十五歳に達した当該職員が公務の運営に支障がないと認められる場合において、当該職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内で勤務しないことをいう。)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第五号)による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二十五条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条

第二号中「十」とあるのは「五」とする。

(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 任命権者は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の五第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 任命権者は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十一条の五第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

5 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二項第七号中「及び第二十五条第一項」を削る。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十一号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第一条 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三のマンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律関係事務の部のマンシオン管理計画認定又は認定更新申請手数料の項及びマンシオン管理計画変更認定申請手数料の項の備考の欄中「第五条の四各号」を「第五条の十四各号」に改める。

第二条 大分県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第三のマンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律関係事務の部のマンシオン管理計画認定又は認定更新申請手数料の項及びマンシオン管理計画変更認定申請手数料の項の備考の欄中「第五条の十四各号」を「第五条の十六各号」に改める。

附則

この条例中第一条の規定は老朽化マンシオン等の管理及び再生の円滑化等を図るための建

物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第四十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第二条の規定は同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大分県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十二号

大分県条例の一部を改正する条例

大分県条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。
附則第十七条中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。
附則第二十五条第一項ただし書中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十三号

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二十一の項の項目の欄中「、」を「及び」に改め、「及び栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二号。以下この項中「施行規則」という。)」を削り、同項の事務の欄の第二号(5)及び(6)を削る。

附則

この条例は、令和七年十一月一日から施行する。

大分県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十四号

大分県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
大分県住民基本台帳法施行条例(平成十四年大分県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二の六の項を削る。

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十五号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

例 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十一号)第十二条

二 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十九号)第四十二条第一項

三 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和六年大分県条例第三十七号)第十四条

附則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十六号

例 大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

例 大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年大分県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
第三条中「の各号」を削り、同条第三号中「第五条第二十五項」を「第五条第二十六項」に改める。

附則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十七号

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表の特別支援学校の部の大分県立南石垣支援学校の項を次のように改める。

大分県立別府やまなみ支援学校

別府市大字野田五六五番地

別表の中学校の部に次のように加える。

大分県立学びヶ丘中学校

大分市上野丘二丁目二番一四号

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、別表の特別支援学校の部の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 大分県立別府やまなみ支援学校の設置に関し必要な行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

（大分県使用料及び手数料条例の一部改正）

3 大分県使用料及び手数料条例（昭和三十二年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の県立中学校の事務の部の備考の欄を次のように改める。

大分県立学びヶ丘中学校を除く。

大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十八号

大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例

大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例（昭和二十九年大分県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項に規定する」を削り、同条第四項中「又は夏服スカート」を削る。

第三条第一項の表の警察官の部のけん銃の項中「けん銃」を「拳銃」に改め、同部の帯革又はショルダーバッグの項中「又はショルダーバッグ」及び「又は一個」を削り、同部のけん銃つりひもの項中「けん銃つりひも」を「拳銃つりひも」に改め、同表の交通巡視員の部の帯革又はショルダーバッグの項中「又はショルダーバッグ」及び「又は一個」を削り、同条第二項中「前項に掲げる」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十九号

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和二十九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県大分中央警察署の項中「高城西町」の下に「、高城台一丁目、高城台二丁目、高城台三丁目、高城台四丁目」を、「明野高尾四丁目」の下に「、明野高城一丁目、明野高城二丁目」を加え、同表の大分県大分南警察署の項中「萌葱台二丁目」の下に「、光吉新町一丁目、光吉新町二丁目、光吉新町三丁目、光吉新町四丁目、光吉台一丁目、光吉台二

丁目、光吉台三丁目」を加える。

附 則

この条例は、令和七年十一月八日から施行する。

令和七年九月三十日

大分県報号外（条例）